

マージン率等の情報公開

平成24年労働者派遣法改正により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。
（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

対象期間：2021年7月1日～2022年6月30日

派遣料金の1人あたりの平均額	17,850円（8時間換算）
派遣社員の賃金の平均	10,773円（8時間換算）
マージン率	39.6%

- ・派遣社員の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料合計は約15%となります。
- ・派遣社員が有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、派遣社員の雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。
- ・その他、派遣社員の通勤交通費、会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・面接会場賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかります。
- ・都合により料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

情報提供 2022年度派遣事業報告書による

- ① 派遣労働者の数 29人
- ② 派遣先の数（事業年度あたりの事業所数） 78事業所
- ③ 教育訓練

教育訓練の種類	実施人数 （延べ）	実施方法	賃金支給状況	労働者の 費用負担の有無
安全衛生訓練	23人	OFF-JT	有給	無
職能別訓練	21人	OFF-JT	有給	無

キャリアアップ教育訓練について

キャリアアップ形成に関する各種教育訓練を実施しています。
詳細につきましては、以下、キャリアコンサルティング相談窓口へお問合せ下さい。
【キャリアコンサルティング相談窓口】 スタッフサービス部 TEL：0294-54-2244

福利厚生について

労災・雇用・厚生・健康保険、育児・介護・看護休暇

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	別表1の通り
労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日

別表 1

令和5年度 対象となる派遣労働者の範囲

番号	中分類	小分類	適用理由
1	10 情報処理・通信技術者	104 ソフトウェア開発技術者 105 システム運用管理者 109 その他の情報処理技術者等	業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用 また、業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は、中分類を使用する。
2	19 教育の職業	199 その他の教育の職業	業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用 また、業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は、中分類を使用する。
3	31 事務用機器操作の職業	311 パソコン操作員	業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用 また、業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は、中分類を使用する。
4	52 金属材料製造等	536 金属製品製造工	業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用 また、業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は、中分類を使用する。
5	54 製品製造・加工処理	541 化学製品製造工	業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用 また、業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は、中分類を使用する。